

## Ⅱ 県立高校の再編整備

### 1 学校規模の適正化

#### ■基本的な考え方

少子化により、中学校卒業見込者の急激な減少が見込まれる中で、高校教育の質の維持・向上、学校の活性化・特色化、これからの時代を切り拓いていくことのできる人材の育成を図るため、高校としての学校規模の適正化を図ります。

適正規模に満たない学校については、特色ある学校づくりの推進状況や生徒の通学状況、中学生の進路希望などに加え、地域のニーズ等を踏まえながら統合を検討します。

#### ■取組の方向

- (1) 適正規模は、1学級当たり40人を標準とし、1学年当たり4～8学級とします。
- (2) 適正規模の維持が見込まれない学校については、統合を推進します。  
ただし、地区の状況を総合的に判断して、統合が適当でない場合は、「小規模校の取扱いについて」により対応します。
- (3) 適正規模の維持が見込まれる学校であっても、統合により地域全体の高校教育の質の向上が期待される場合には、統合を検討します。
- (4) 統合の検討に当たっては、地域住民や学校関係者等との懇談会や意見交換会を開催するなど、地域と一体となって取り組みます。

#### [小規模校の取扱いについて]

1学年2～3学級の小規模校において、統合が適当でない場合は、教育の機会均等を確保する観点から、分校として学校を存続させることも検討します。また、小規模校においては、次のとおり教育環境の維持に努めます。

- ① 生徒の入学者数が募集定員を下回り、将来にわたり減少が予測される学校については、学級減や1学級定員の引下げを検討します。なお、1学年2学級校において学級減等を行った場合は、現行の法令では分校となります。
- ② 高校の専門性を確保するとともに、教育水準の維持を図る観点から、教員の配置の充実に努めます。
- ③ 学校の特性に応じて、ぐんまチャレンジ・ハイスクールやぐんまコミュニティー・ハイスクール等に指定するなど、特色ある教育活動を支援します。

・本校と分校

「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」により、公立の高等学校における学校規模は、その生徒の収容定員が、本校又は分校の別に従い、本校にあつては240人、分校にあつては政令で定める数を下らないものと規定されています（※平成22年6月22日に条文削除が閣議決定）。なお、政令で定める生徒の収容定員の数とは、次の表に掲げる数。（「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令」）

分校の区分	生徒の収容定員の数
すべての学年の生徒を収容する分校	100人
前項に掲げる分校以外の分校	60人

・ぐんまチャレンジ・ハイスクール

生徒の興味・関心に応じた様々な体験的な活動の導入、基礎的・基本的な学力の定着、社会に出てから役立つ資質・能力の育成など、先進的な取組を行う新しいタイプの高校。

・ぐんまコミュニティー・ハイスクール

高校が学校の人的資源や施設を有効に活用し、地域から信頼される高校教育に関する研究、地域の教育力を生かした高校教育の推進に関する研究、及び、学校施設の地域開放に関する研究などに取り組む高校。

## 2 学校・学科等の適正な配置

### ■基本的な考え方

教育の機会均等に加え、高校教育の質的水準の維持・向上の観点から、中学校卒業見込者の推移、学科の地域バランス、地域のニーズや生徒・保護者の希望などを踏まえ、全県的な視野に立って、学校、学科等の適正な配置に努めます。

### ■取組の方向

- (1) 学校・学科等の適正な配置に当たっては、県内を次の各地区に分けて検討します。
  - 前橋地区
  - 高崎・安中地区
  - 沼田・利根地区
  - 太田・館林・邑楽地区
  - 伊勢崎・佐波地区
  - 藤岡・多野・富岡・甘楽地区
  - 渋川・吾妻地区
  - 桐生・みどり地区
- (2) 全県的な視野に立って、各地区に一定規模の中核となる学校の配置を推進します。
- (3) 職業系専門学科や普通科系専門学科については、地域的な配置バランスに配慮しつつ、社会のニーズや地域の実情に応じて学科・コースの改編等を検討します。
- (4) 総合学科高校、全日制単位制高校（普通科）は、県内にバランス良く配置されていることから、現状を維持しながら教育内容の充実を図ります。
- (5) 定時制課程及び通信制課程については、生徒の通学状況、地域的なバランスや生徒・保護者のニーズ等を踏まえ、今後の在り方や配置について検討します。

### 3 男女共学の推進

#### ■基本的な考え方

今の社会においては、男女一人一人がそれぞれ持っている個性や能力を最大限に発揮し、共に義務と責任を負いながら共同して社会に参画していくことが求められています。

「群馬県男女共同参画基本計画」及び「群馬県教育振興基本計画」を踏まえ、県民の理解を得ながら、男女共学を推進します。

#### ■取組の方向

- (1) 高校教育改革にかかわる再編整備に併せて男女共学を推進します。
- (2) 男女共学化に当たっては、学校関係者や地域の理解を得られるように努めます。
- (3) 男女が相互に理解を深め、尊重し協力する態度を養う教育を推進します。

---

(参考) 本県の県立高校における男女共学にかかわる方針

- ・群馬県男女共同参画基本計画〔第2次〕(平成18年3月策定)

「地域や学校関係者をはじめ、県民の理解を得ながら、県立高校の男女共学を推進します」

- ・群馬県教育振興基本計画(平成21年3月策定)

「県立高校の再編整備に併せて男女共学を推進します」